

お済みですか？

相続登記

- 相続登記とは、相続した不動産の登記上の名義変更をすることですが、令和6年3月以前は義務ではなかったために、相続登記をされていない不動産が多く残されています。
- 相続登記をしないまま数世代が経過してしまった不動産は、その間に所有者が不明となってしまう場合もあり、空き家問題を含む様々な問題を引き起こしています。
- これらの問題を防ぐため、令和6年4月より相続登記が義務化されました。
- 相続によって不動産を取得したことを**知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければいけません。



相続登記を行わないと

- ① 法務局の登記官が義務違反を確認すると、相続人に **催告書** が送付されます。
- ② 催告書に記載された期限内に登記がされない場合、登記官から裁判所に義務違反が通知されます。
※登録申請を行えない「正当な理由」があると認められた場合、この通知は行われません。
- ③ 裁判所において要件に該当すると判断されると、過料を科する旨の裁判が行われ、
10万円以下の 過料 が科されます。

相続した不動産がある場合は、早めに相続登記をしましょう。

処分する前に**無料査定**しませんか?
不用品・残置物
買取・回収いたします!
古屋・空き家・相続物件・引越し時などの
お気軽に、ご相談・お問い合わせください。
店頭買取 出張買取 不要品回収 遺品整理

関東メンテックス株式会社
〒367-0046 埼玉県本庄市栄3丁目2-10
TEL 0495-23-4334
Mail info@maintecs.com
■リサイクル事業部
R-Reuse Market
TEL 0495-71-7581
営業時間 10:00～19:00 定休日 火曜日
〒367-0211 本庄市児玉町吉田林392-1
当社は産業廃棄物収集運搬許可、古物商許可および
空き家相談士・遺品整理士認定の優良企業です。

maintecs.Link
Official Account